

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年 6 月 1 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3 件

国民年金保険関係	2 件
厚生年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500364号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1600006号

## 第1 結論

昭和58年5月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年5月から昭和59年3月まで

私は、両親からきちんと年金を納付するように指導されていたので、生活が苦しくて国民年金保険料を納付できなかった期間についても、遅れながらきちんと納付してきた。

国民年金保険料の申請免除期間と記録されている請求期間についても、後から妻が納付したはずなので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、妻が請求期間の2年後から3年後くらいまでにA町役場B出張所(現在はC市B事務所)で請求者の請求期間に係る国民年金保険料の追納申込みを行い、後日送付された納付書を使用し、複数回に分けてB郵便局で納付したと主張しているところ、請求者の妻が納付したとする時期は、請求期間に係る国民年金保険料の追納が可能な期間である。

しかしながら、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿によると、請求期間は国民年金保険料の申請免除期間と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を追納したとする請求者の妻は、請求期間に係る国民年金保険料の追納に関する具体的な納付の時期、金額等に関する記憶が明確でないことから、請求者の妻が請求期間に係る国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

このほか、請求者及び請求者の妻が、請求期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が追納されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500365号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1600007号

## 第1 結論

昭和57年6月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年6月から昭和59年3月まで

私は、夫の両親からきちんと年金を納付するように指導されていたので、生活が苦しくて国民年金保険料を納付できなかった期間についても、遅れながらきちんと納付してきた。

国民年金保険料の申請免除期間と記録されている請求期間についても、後から納付したはずなので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の2年後から3年後くらいにまでにA町役場B出張所(現在はC市B事務所)で請求期間に係る国民年金保険料の追納申込みを行い、後日送付された納付書を使用し、複数回に分けてB郵便局で納付したと主張しているところ、請求者が納付したとする時期は、請求期間に係る国民年金保険料の追納が可能な期間である。

しかしながら、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿によると、請求期間は国民年金保険料の申請免除期間と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の追納に関する具体的な納付の時期、金額等に関する記憶が明確でないことから、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が追納されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500343 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600015 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 47 年 10 月 27 日から昭和 50 年 2 月 1 日まで

私は、請求期間の少し前から昭和 50 年 1 月 31 日まで A 社に勤務し、当時は経理及び総務全般を担当していた。私が同社の社会保険料納付について社会保険事務所 (当時) と相談や対応を行い、手形などで工面して納付し、会社のために尽くしたのに、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険被保険者記録によると、請求者は、昭和 48 年 7 月 3 日に A 社に係る雇用保険の被保険者資格を取得し、昭和 49 年 10 月 31 日に同社を離職していることが確認できる上、請求期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、請求者を記憶しており、請求者は経理事務を担当していた旨回答していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主も他界していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に、請求者の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、請求者の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

さらに、請求者が A 社の関連事業所であるとする B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 50 年 2 月 1 日に請求者と同様に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、同社に係る雇用保険の被保険者資格を取得する以前の期間に、A 社に係る雇用保険被保険者記録が確認できる者について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が複数見受けられることから、A 社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。